

平成 14 年 5 月 7 日

各 位

不動産投信発行者名
オリックス不動産投資法人
執行役員 廣瀬 駒雄
問合せ先
資産運用会社
オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 藪 直人
電話番号 03-3435-3285 (代表)

投資口の売出しに関する有価証券届出書提出のお知らせ

オリックス不動産投資法人(以下、「本投資法人」)は、平成 14 年 5 月 7 日付で、下記を骨子とする本投資法人の投資口売出しに関し、有価証券届出書を本日提出いたしました。

記

1. 売 出 投 資 口 数 111,000 口
国内売出投資口数 88,800 口、海外売出投資口数 22,200 口を目処としますが、最終的な内訳は、総売出投資口数 111,000 口の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、平成 14 年 5 月 31 日に決定される予定です。
2. 売 出 価 格 未定。(売出価格は、平成 14 年 5 月 20 日に提示される仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成 14 年 5 月 31 日に、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額と評価し得る範囲内で決定される予定です。)
3. 売出投資口の所有者
及び売出投資口数 オリックス株式会社 111,000 口
4. 売 出 方 法
国内及び海外における同時売出しとします。
なお、本投資口売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門)であります。
国内売出し
日本国内における売出しとし、大和証券エスエムピーシー株式会社、UBS ウォーバーグ証券会社東京支店、オリックス証券株式会社(その他の引受人は未定)に国内売出し分の全投資口を買取引受けさせます。
()大和証券エスエムピーシー株式会社と UBS ウォーバーグ証券会社東京支店を「共同主幹事会社」ということがあります。
(申込期間)平成 14 年 6 月 4 日(火)から
平成 14 年 6 月 7 日(金)まで
(申込口数単位)1 口以上 1 口単位
海外売出し
欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては、1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家に対する販売のみとします。)における売出しとし、UBS Warburg (UBS AG の一部門)及び Daiwa Securities SMBC Europe Limited を共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社に海外売出し分の全投資口を買取引受けさせます。
(申込口数単位)1 口以上 1 口単位

5. 受 渡 期 日 平成 14 年 6 月 12 日 (水)
6. 金銭の分配に係る起算日 平成 13 年 9 月 10 日 (月)(本投資法人設立日)
7. 本投資口売出し(国内売出し)については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

以上

【ご参考】

1. 売出しの概要

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 売 出 投 資 口 数 | 111,000 口 |
| | 国内売出投資口数 88,800 口、海外売出投資口数 22,200 口を目処としますが、最終的な内訳は、総売出投資口数 111,000 口の範囲内で、需要状況等を勘案のうえ、平成 14 年 5 月 31 日に決定される予定です。 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 平成 14 年 5 月 21 日 (火曜日) から
平成 14 年 5 月 30 日 (木曜日) まで |
| (3) 価 格 決 定 日 | 平成 14 年 5 月 31 日 (金曜日) |
| (4) 申 込 期 間 | 平成 14 年 6 月 4 日 (火曜日) から
平成 14 年 6 月 7 日 (金曜日) まで |
| (5) 投 資 証 券 受 渡 期 日 | 平成 14 年 6 月 12 日 (水曜日) |
| (6) 金 銭 の 分 配 の 起 算 日 | 平成 13 年 9 月 10 日 (月曜日) |

2. 販売方針

需要の申告を行った投資家については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格又はそれ以上の価格での需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で、売出価格決定後に販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

また、需要の申告を行わなかった投資家に対しても、東京証券取引所の上場審査基準に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、販売が行われることがあります。この場合、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

3. その他

本売出しにかかる売出人であるオリックス株式会社は、大和証券エスエムビーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門) に対し、本売出しの受渡期日から 360 日間は、大和証券エスエムビーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門) の事前の書面による承諾を受けることなく、下記記載の投資口数の売却等を行わない旨を約束する予定です(なお、制限対象投資口数は、売出価格決定日に最終的に決定します)。但し、大和証券エスエムビーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門) は、一定の事由が生じた場合には、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

投資口所有者の名称	住所	制限対象投資口数
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	12,372 口
合計		12,372 口

また、本投資法人は、本売出しに際し、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門) との間で、本売出しの受渡期日から 90 日間は、投資口の追加発行を行わないことに合意する予定です。なお、この場合においても、大和証券エスエムピーシー株式会社及び UBS Warburg (UBS AG の一部門) は、一定の事由が生じた場合にはその裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

以 上

<添付資料> 投資法人および資産運用会社の概要、本投資法人の基本的な仕組み

* 本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意： この文書は、本投資法人の投資口売出に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行なうことは許されません。本件においては米国における証券の公募は行なわれません。

This press release is not an offer to sell or a solicitation of any offer to buy the securities of ORIX JREIT Inc. ("the Company") in the United States. The securities have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 and may not be offered or sold in the United States absent registration or an exemption from such registration requirement. No public offering of securities will be made in the United States in connection with the above-mentioned transactions.

<添付資料>

投資法人および資産運用会社の概要

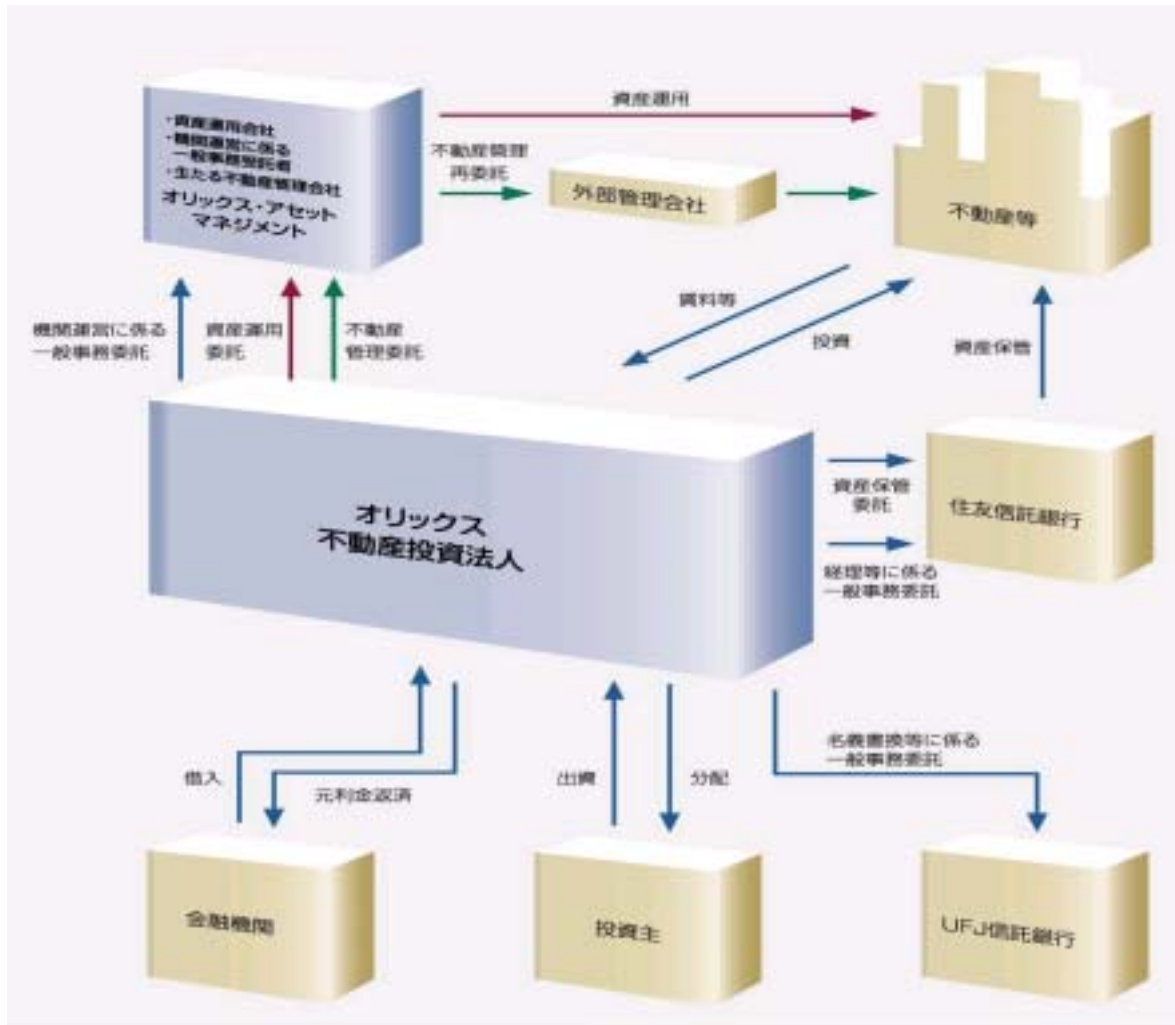
1. オリックス不動産投資法人(平成14年5月7日現在)

本店所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
設立企画人	オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者	執行役員 廣瀬 駒雄
事業内容	特定資産に対する資産運用
沿革	平成13年9月10日 設立 平成13年10月11日 投信法第187条に基づく登録 平成13年12月1日 資産運用開始

2. オリックス・アセットマネジメント株式会社(平成14年5月7日現在)

本店所在地	東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表者	代表取締役 廣瀬 駒雄
資本金	1億円
出資構成	オリックス株式会社 100%
事業内容	<ul style="list-style-type: none">不動産等に係わる投資顧問業及び投資一任契約に係わる業務有価証券等に係わる投資顧問業及び投資一任契約に係わる業務宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業務投信法に基づく投資法人資産運用業及び投資信託委託業不動産の管理に係わる業務投資法人の機関の運営に関する業務前各号に付帯関連する一切の業務
沿革	平成12年9月8日 会社設立 平成12年10月20日 宅地建物取引業者としての免許取得 平成12年10月28日 増資(資本の額を2,500万円から1億円に増額) 平成13年5月1日 事業目的の変更(投資法人資産運用業、投資信託委託業の追加) 平成13年5月25日 宅地建物取引業法の取引一任代理等の認可取得 平成13年6月20日 投信法上の投資信託委託業者としての認可取得 平成13年9月13日 不動産の管理業務の兼業に係る届出 平成13年9月19日 機関運営事務の兼業に係る承認

本投資法人の基本的な仕組み



(注)上記の図は、本投資法人の基本的な仕組み及び主要な資金の流れ等の状況を簡略的にまとめたものです。